

(案)

原子力政策大綱に示される「放射線利用」および「人材の育成・確保」に関する政策の評価について

平成21年 月 日
原子力委員会決定

1. 趣旨

原子力政策大綱において、「原子力の研究、開発及び利用の基本的目標を達成するために国が行う施策は、公共の福祉の増進の観点から最も効果的で効率的でなければならない。」としており、国及び独立行政法人に対して、その活動について多面的かつ定量的な評価を継続的に実施し、改善に努め、国民に説明していくことを求めている。

また、原子力政策大綱において「原子力委員会は、関係行政機関の原子力に関する施策の実施状況を適時適切に把握し、関係行政機関の政策評価の結果とそれに対する国民意見も踏まえつつ、自ら定めた10年程度の期間を一つの目安とする原子力の研究、開発及び利用に関する政策の妥当性を定期的に評価し、その結果を国民に説明していくこととする。」としている。

これを受けて、原子力政策大綱に示される政策の妥当性の評価については、「政策評価部会の設置について」(平成18年4月11日原子力委員会決定、同年9月5日一部改正)に基づき、これまで原子力委員会政策評価部会において原子力政策の妥当性の評価を行うことを基本としてきたが、「放射線利用」および「人材の育成・確保」に関する政策については、これによらず、原子力委員会において政策の妥当性の評価を行うこととする。

2. 評価の観点

原子力政策大綱に示される政策の進展状況及び関係行政機関等の取組状況を把握し、十分に成果を上げているか、あるいは政策の目標を達成し得る見通しがあるかを検討し、これらの検討作業に基づき、原子力政策大綱に示された原子力政策の妥当性を評価する。

3. 評価方法

以下の作業によって評価を行うこととする。

- (1) 原子力委員会定例会等において、政策の進展状況及び関係行政機関等の取組状況を把握する。
- (2) 原子力委員会が政策の妥当性について評価を行う。この際、必要に応じて有識者等の意見を聴くこととする。
- (3) 国民からの意見募集を実施した上で、評価結果を報告書にとりまとめる。

4. 評価のとりまとめ

評価結果のとりまとめには、原子力政策大綱における考え方、政策の進展状況及び関係行政機関等の取組状況、政策の妥当性の評価及び今後の進め方に関する基本的考え方を含むものとする。